

速度取締り指針

令和7年1月
鎌ヶ谷警察署

速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度	地図
市道	7:00～16:00	初富地区	30km/h	①
国道464号	20:00～23:00	栗野軽井沢	60km/h	②
市道	7:00～9:00 13:00～16:00	全域	30km/h	

- ☆ 重点以外の路線、時間帯でも取締りを実施することがあります。
- ☆ 登下校時間帯の通学路及び生活道路において、可搬式オービスによる取締りを行います。
- ☆ 速度取締りのほか、交通事故実態に応じた各種交通違反の取締り、白バイやパトカーによる警戒活動などを実施しています。



その他の交通指導取締り

- ・飲酒運転根絶に向けた取締り、横断歩行者を守るための取締りを強化しています。
- ・[自転車指導啓発重点地区・路線](#)においては、自転車の指導取締りを強化しています。
- ・重点的に駐車違反取締り活動を実施する場所は、[駐車監視員活動ガイドライン](#)に掲載しています。
- ・通学路における交通指導取締り活動について、警察官を配置させるなど運転者に注意喚起を行い、違反の発生そのものを抑止し、児童の安全を守る活動を実施しています。

地区	種別
中央・南初富地区	ゾーン30
初富・栗野地区	大型通行禁止違反取締り
新鎌ヶ谷駅・鎌ヶ谷駅	自転車指導取締り
小学校所在地周辺	横断歩行者等妨害等違反取締り

鎌ヶ谷警察署管内における交通人身事故実態

期間：令和6年1月～令和6年12月末

